

■市県民税申告が必要な人

令和6年1月1日現在、市内に住所(居住)があり、前年中に下記の所得があった人

- ①営業、農業、不動産などの所得があった人
- ②給与所得者で次に該当する人
 - ・勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない人
 - ・退職し、再就職していない人(年末調整が未済、控除などの追加がある人)
 - ・給与所得以外にほかの所得がある人
- ③給与所得者や年金受給者で、各種所得控除を市県民税の申告書で申告する人

申告を忘れないよう
よろしくお願いします!



■申告に必要なもの

- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)
 - 令和5年中の所得が分かるもの(給与又は年金の源泉徴収票、給与明細書など)
 - 各種所得控除を申告する場合
 - ・社会保険料や生命保険料、地震保険料などの領収書、支払証明書(原本)
 - ・障害者手帳、療育手帳、長寿福祉課が発行する障害者控除等認定証などの証明書
 - ・医療費控除の明細書等
- ※医療費控除の明細書は、国税庁ホームページ(右記二次元コード)からダウンロードできます。
 ※郵送で提出する場合、本人確認書類についてはコピーを添付してください。

■申告相談会の日程・会場

市県民税申告の相談会を各振興局、地区公民館で開催します。

申告に関する相談のある人は、必要な書類等をお持ちの上、お越しください。

開催日	場所	時間	開催日	場所	時間	
2日(金)	天瀬公民館五馬分館(大会議室)	午前9時30分~正午	2月	14日(水)	小野公民館(研修室)	午前9時30分~正午
	天瀬公民館東溪分館(大会議室)	午後1時30分~4時			三花公民館(集会室)	午後1時30分~4時
5日(月)	天瀬公民館(中会議室)	午前10時~午後3時			高瀬公民館(小会議室)	午前9時30分~正午
6日(火)	大山振興局(中会議室)			日隈公民館(集会室)	午後1時30分~4時	
7日(水)	中津江振興局(1階会議室)			15日(木)	朝日公民館(多目的ホール)	午前9時30分~正午
8日(木)	上津江振興局(2階会議室)	光岡公民館(集会室)			午後1時30分~4時	
9日(金)	前津江振興局(会議室)	午前9時30分~正午	大鶴公民館(図書室)		午前9時30分~正午	
	五和公民館(和室)		夜明公民館(会議室)	午後1時30分~4時		
13日(火)	三芳公民館(学習室)	午前9時30分~正午	※咸宜、桂林、田島地区の人は、随時、税務課市民税係(市役所1階)にお越しください。			
	若宮公民館(研修室(和室))	午後1時30分~4時				
	東有田公民館(2階研修室)	午前9時30分~正午				
	西有田公民館(研修室)	午後1時30分~4時				

■市県民税の申告時期は窓口が混み合いますので以下の点についてご協力をお願いします

- ・申告書の必要事項を記入の上、返信用封筒での郵送提出にご協力ください。
- ・市役所や各振興局、公民館での申告相談会に来られる場合は、できる限り内容を記入した申告書をお持ちください。
- ・例年、申告書送付後、1~2週間、週初めや週末は窓口が特に混み合いますので、来庁される場合はこの時期をなるべく避けてお越しください。

■ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した人はご注意ください

確定申告書や市県民税申告書の提出をする場合は、ワンストップ特例制度は適用されません。改めて寄附控除を受けるための申告をする必要がありますのでご注意ください。 ※申告には寄附金の受領書等が必要になります。

令和6年度から森林環境税が導入されます

森林環境税は、国内に住所を有する個人に対して令和6年度から課税される国税です。市県民税均等割の枠組みを使って年額1,000円/人を市町村が賦課徴収することとされ、その税収の全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与される仕組みとなっています。詳細は市ホームページ(右記二次元コード)をご確認ください。



令和6年度

税の申告

—市県民税—

- 提出場所 税務課市民税係(市役所1階)
- 窓口受付時間 平日 午前8時30分~午後5時

市では所得や控除の申告が必要と思われる人に、市県民税申告書を1月26日(金)付けて送付しています。申告書が届いた人は、必ず提出してください(郵送可)。

※詳細は市ホームページ(下記二次元コード)で確認、又は税務課市民税係が申告相談会場でお問い合わせください。



申告受付期限 **2月29日(木)まで**

※土・日曜日、祝日を除く。

☎税務課市民税係 ☎8396 (市役所1階)

■申告フローチャート

簡易に判断する場合のフローチャートで自分の申告を確認してみましょう。
 ※納め過ぎた所得税の還付を受ける場合は、下表に関わらず確定申告が必要です。

